

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱（案）

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年八月四日とすること。

（参考）雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

※ 第一号により、年齢制限、若者及び外国人関係については、平成十九年十月一日施行とされている。